

周王の称号——王・天子、あるいは天王——

松 井 嘉 徳

はじめに

周王が「王」であると同時に「天子」とも呼ばれていたことは周知の事実には属している。戦国時代になると、諸侯の称「王」が一般化し、さらには「帝」号の登場を経た後、「王」号は「皇帝」号へと止揚されることとなるが、それでもなお、「王」と「天子」という二つの称号が含意する属性は、時代に即した変化を遂げつつも、ラスト・エンペラーに至るまでの皇帝権力の性格を規定し続けた（小島毅一九九一年^①）。

しかしながら、この王号・天子号とは別に、周王にはさらに「天王」という称号が用いられることがあった。春秋魯国の年代記の体裁をとる『春秋』は、魯隠公元（前七二二）年から哀公一六（前四七九）年^②に至る二四四年の記録を保存しており、この間、例えば隠公元年、

秋七月、天王、宰咺をして来りて恵公・仲子の贈を歸らしむ。

あるいは、隠公三（前七二〇）年「三月庚戌、天王崩ず」のように、歴代の周王は天王号を用いて記録されるのが一般的であった。

いますこし詳細にみるならば、『春秋』が記録する二四四年間は①平王から⑭敬王に至る東周王一四代の治世に相当し、そのうち天王号を用いて記録されるのは①平王（在位：前七七〇～七二〇）・②桓王（前七一九～六九七）・⑤恵王（前六七六～六五二）・⑥襄王（前六五一～六一九）・⑧匡王（前六一二～六〇七）・⑨定王（前六〇六～五八六）・⑩簡王（前五八五～五七二）・⑪靈王（前五七一～五四五）・⑫景王（前五四四～五二〇）・⑭敬王（前五一九～四七七）の一〇王となり、③荘王（前六九六～六八二）・④僖王（前六八一～六七七）・⑦頃王（前六一八～六一三）・⑬悼王（前五二〇）^③の四王がこの原則から外れる。『春秋』には別に、周王を「王」と記す事例が四例、^④「天子」と記す事例が一例あり、さらには桓王・襄王・匡王・簡王・景王といった諡号が記録されることもあるが、^⑤『春秋』経文が原則として天王号によって周王を指し示そうとしていたことはあきらかである。^⑥

この「天王」という称号の含意するところについて、顧炎武『日知録』は、

尚書の文、但だ王と称するのみ。春秋は則ち天王と曰う。当時、楚・呉・徐・越みな王を僭称するを以ての故に、天を加えて以てこれを別かつなり。趙子曰く、天王と称し、以て無二の尊を表す。と。是なり。

と述べ、楚武王（前七四〇～六九〇）⁷・呉王寿夢（前五八五～五六一）・越王句踐（前四九六～四六五）などに始まる春秋諸侯の称「王」に対抗すべく、「天王」という称号が採用されたとの理解を示している⁸。周王の二つの称号のうち、王号に注目した議論ということができるだろう。

これに対して、天王号を天子号との関わりで考えようとした論考に吉永慎二郎二〇〇六がある。氏は『原左氏伝』から『春秋』経文が抽出されたとする「伝先経後」の立場をとるが、その議論のなかで天王号の含意について、

「天王」の用語は本来は「夷狄」の王が「中国」をも兼ねる實力を示す呼称として「中国」の「天子」の權威に対抗する意識を以て用い始めたものと見られる。したがって「中国」においてこれを用いることは周王室の側からではなく、周王の權威を實質的に相対化せんとする意図をもつ新興の實力諸侯の側に立つ春秋テ

キストの編作者によって始められたのではないかと想定される。しかもその一方で、三晋を始めとする新興の實力諸侯……の立場に立つ春秋テキストの編作者は、……「中国」の王たる周王を「天王」と称することによって、逆に「天下の王」としての「名」を復興（実は新たに「名」として獲得）させんとしたものと想定される。（二頁）

との理解を示している。『国語』呉語や越語にみえる呉王闔閭（前五一四～四九六）・夫差（前四九五～四七三）の称「天王」記事に基づいて、「天子」の權威に対抗しようとする「夷狄」における天王号の成立を主張するとともに、その天王号が「中国」の『春秋』テキスト編作者によっていわば換骨奪胎され、「中国」の王たる周王を指し示すものとされた主張するのである。

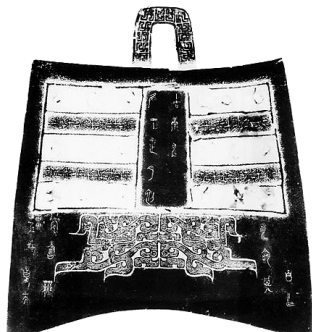
以上二つの議論は、周王の「王」と「天子」という称号にそれぞれ対応しており、その意味において、いわば「ねじれ」の関係にある。諸侯称「王」への対抗から天王号が導きだされるのか、周王の天子号への対抗から天王号が導きだされるのか。この「ねじれ」ともいえる議論を止揚し、天王号の含意を見定めるためには、二つの議論が専ら依拠する文献史料を一旦離れ、より広範な史料に基づいて議論を再構築する必要があるように思われる。章を改め、青銅器銘に考察の場を移し、そこにみえる「天王」の称号を検討することから議論を始めることにしたい。

青銅器銘にみえる「天王」

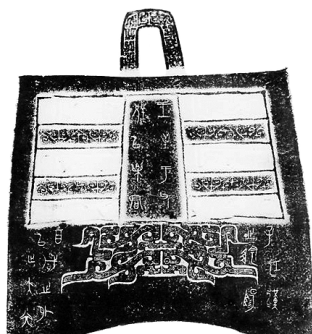
一九七八年、河南省浙川県下寺で春秋時代の楚墓群が発見された（河南省文物研究所・河南省丹江庫区考古発掘隊・浙川県博物館一九九一。以下、『報告』）。その中、M一の編号をあたえられた墓葬から「敬事天王鐘」

九鐘（集成〇〇七三〇八一）¹⁾が出土している。まずはその銘文を示そう。¹²⁾

第一鐘



第二鐘



佳王正月初吉庚申（鉦間）□□自作永命其（鼓右）肩受無疆敬事天（鼓

左）【第一鐘】

王至于父兄以楽君（鉦間）子江漢之陰陽（鼓右）百歲之外以之太行（鼓左）【第二鐘】

これ王の正月初吉庚申、□□自ら永命を作る。それ肩壽無疆ならんことを。敬んで天王に事え、父兄に至り、以て君子を樂しません。江漢の陰陽、百歳の外、以て太行にゆかん。

「これ王の正月初吉庚申」との日付で始まる銘文は、ついで「自ら永命を作る」と編鐘の作器に言及するが、銘文に「□□」と示したように作器者の名は削り取られており、この編鐘が本来の作器者（ないしはその一族）の手を離れ、浙川下寺M一の墓主（ないしはその一族）の所有に帰したものであることを伝えている。

李零一九九六によれば、浙川下寺墓群は五群に分かつことができ、M一を含む墓群は主墓M二とその陪葬墓M一・M三・M四から構成されている。M二からは王子午鼎七件（集成〇二八一・近出〇三五八〇六三）や王子午戟二件（近出一一六〇〇六一）などの青銅器五〇余件が出土しており、『報告』はこの王子午を楚康王（前五五九～五四五）期に令尹に就いた公子午（子庚）としたうえで、M二を前五五二年に死亡したこの公子午の墓葬だと判断した。しかしながら、王子午鼎の鼎蓋には「棚之飢𡗗」との銘文があり、さらにM一・M二・M三からは「楚叔之孫棚」の名を記す鼎（近出〇三一一～一二〇三一一三〇三四）が出土し、M二からは「鄒子棚」あるいは「棚」の作器にかかる簋や缶、あるいは盤（匜）や鼎などが出土している。¹³⁾ M二の墓主を「棚」、すなわち前五五二年に令尹職に就き、前五四八年に死亡した蔦（蓮）子馮とする李零の主張により説得力があると思ふべきである。王子午の作器にかかる青銅器は、なんらかの理由によっ

てM二の墓主薦(遠)子馮の手に帰したものと考えられる⁽¹⁸⁾。このM二の陪葬墓であり、敬事天王鐘が出土したM一からはほかに孟滕姫浴缶(集成一〇〇〇五・近出一〇三八〜三九)が出土しており、その銘文「これ正月初吉丁亥、孟滕姫その吉金を挾び、自ら浴缶を作る。永くこれを用せん」から、この青銅器が姫姓滕国出身の孟滕姫の作器にかかるとあることがわかる。M一には兵器や車馬具は副葬されておらず、墓主は女性であると判断でき、かつM二の墓主薦(遠)子馮の作器にかかる青銅器も伴出することから、薦(遠)子馮の妻であった孟滕姫が埋葬された墓葬である可能性が高い⁽¹⁹⁾。

先に述べたように、敬事天王鐘の作器者の名は削り取られており、その本来の所有者を特定することはできない。しかしながら、薦(遠)子馮とさほど隔たらない時期⁽²⁰⁾に埋葬された孟滕姫墓にこの編鐘が副葬されていることは、前六世紀中葉以前にすでに「天王」という称号が使用されていたことの証拠となる。天王号を呉王闔閭・夫差の称「天王」とのかかわりで論ずることができないことは明らかであるが、逆にこの敬事天王鐘を楚と周が友好的な関係にあった楚成王(前六七一〜六二六)治世初期の作器とする『報告』の判断も安易にすぎないように思われる⁽²¹⁾。李零一九九六は敬事天王鐘と楚領王鐘(集成一〇〇〇五三、林・春秋ⅡB)との作器年代の近さを主張しており、この楚王領を楚靈王(前五四〇〜五二九)とする説に従えば、敬事天王鐘を楚成王期にかけるのは早きに失するのである⁽²²⁾。

銘文の字体や語彙から判断して、敬事天王鐘がいわゆる楚系の青銅器に属すことは『報告』などが指摘するとおりであろう。たとえば「父

兄に至り、以て君子を樂しません」に近い表現は、同じく下寺楚墓群M一〇出土の編鐘・鈔銘「歌樂以て饁し、凡そ君子・父兄に及ぶまで、永く保ち」(近出一〇〇五一〜五九・〇〇九八〜一〇五)や子璋鐘銘「用て宴し以て饁し、用て父兄・諸士を樂しません」(集成一〇〇一三〜一九、林・春秋ⅡB)などにみることができ、「百歳の外」の「百歳」も徐子鼎銘「百歳これを用いん」(集成一〇二九九〇、林・春秋ⅢA)や河南省固始県侯古堆一号墓出土の編鐘銘「百歳外」(近一〇〇三三八〜四五)などに認めることができる。また「江漢の陰陽」という表現も、この編鐘が長江・漢水流域と深いかわりをもつことを示している。さらに「敬んで天王に事う」の「敬事」という表現も、薦(遠)子馮の墓葬と考えられる下寺M二から出土した王孫誥鐘銘「これ正月初吉丁亥、王孫誥その吉金を挾び、自ら鈔鐘を作る。すでに輸くかつ揚がる。元鳴孔だ煌らかなり。有厳穆々として、敬んで楚王に事う。…用て宴し以て饁し、以て楚王・諸侯・嘉賓、及び我が父兄・諸士を樂しません。煌々熙々として、万年無期ならんことを。永く保ちてこれを鼓せよ」(近出一〇〇六〇〜八五)に「敬んで楚王に事う」としてみえている。この編鐘の作器者である王孫誥が誰であるかは必ずしも明らかではないが、楚の王族の一員(王孫)であった彼の編鐘が何らかの理由で薦(遠)子馮の所有に帰し、M二に副葬されたのであらうと考えられている⁽²³⁾。

敬事天王鐘銘の「敬事天王」と王孫誥鐘銘の「敬事楚王」とを比較したとき、「天王」が楚王を指している可能性を完全に排除することはできない。しかしながら、敬事天王鐘の作器者の名が削り取られているのに対し、王孫誥の名はそのままであること、あるいは、王孫誥

鐘が主墓M二に副葬されているのに対し、敬事天王鐘がその陪葬墓M一に埋葬されていることなど、敬事天王鐘銘の「天王」が、楚王ではなく、周王を指し示している可能性がより高いものと考ええることはできる⁽²⁶⁾。しかしながら、この推論として印象論的なものにすぎず、かつこれ以上の議論をささえる資料もない。章を改め、周王の称号全般に目を転ずることで、『春秋』経文あるいは敬事天王鐘銘にみえる「天王」という称号の含意するところについての検討をすすめることにしたい。

「王」と「天子」

本稿の冒頭、周王が「王」であると同時に「天子」とも呼ばれていたことは周知の事実に属していると述べたが、この「王」と「天子」という二つの称号の含意するところが自明の事柄に属しているかといえ、ことはさほど簡単ではない。

西周期の王号と天子号の含意・機能についての明示的な議論は、我が国では豊田久一九七九を嚆矢とし、その後、田中柚美子一九八九・竹内康浩一九九九・谷秀樹二〇〇八と、ほぼ一〇年の間隔をおきながら論考が発表されてきた。以下、これら論考の検討を通して、王号あるいは天子号の含意するところについて考えていくこととしよう。

たとえば、盛周期⁽²⁷⁾に属する大盂鼎銘(集成〇二八三七、林・西周I B)に、

王若く曰く、丕顯なる文王、天の有する大命を受けたまえり。武王に在りては、文の作せし邦を嗣ぎ、その匿^{かくれる}を闢^{ひら}き、四方を匍有し、その民を峻正したまえり。

とあるように、王朝の創建は文王の「大命(天命)受命(膺受)」と武王の「四方匍有」にかけて語られるものであった⁽²⁸⁾。豊田一九七六は、天子号を「天命膺受」、王号を「四方匍有」という王朝創建の二つの側面に対応する称号だと主張したのであったが、これに対して田中一九八九は、周王の正式な称号は「政治・軍事全般にわたる主権者であるとともに、祭祀儀礼の執行者としての機能も併せもつ」王号であり、天子号は「臣下からの呼称で、王の賜与者としての機能に關係する。現王からの命・賜与などの恩寵(休)に対し、それを徳として、対揚の辞の中で現王を頌徳して用いる称号」(二九七頁)であると主張した。これを承けた竹内一九九九は、たとえば、晩周の頌鼎銘(集成〇二八二七～二九、林・西周III B)の、

王、周の康昭宮に在り。且、王、大室に格り、位に即く。宰引、頌を右け、門に入り、中廷に位す。尹氏、王に命書を授く。王、史虢生を呼び、頌に冊命せしむ。王曰く、……。頌拜稽首し、命冊を受け、佩びて以て出で、瑾璋を返入す。頌敢えて天子の丕顯なる魯休に対揚し、用て朕が皇考共叔・皇母共妣の宝罍鼎を作る。……頌よ、それ万年眉寿、眈^なく天子に臣え、靈終ならんことを。子々孫々までも、宝として用いん。

に記された「天子の丕顯なる魯休」「眈く天子に臣え」など、銘文前半で使用されていた王号が天子号に置き換えられていることについて、「二見、『天子』であることが周王に君主としての権威をあたえて

いるかのようなのである」が、その用例を検討するならば、それは「君主に対する尊称・美称の一に過ぎず、特に支配を正当づける権威の機能を担っていたとは思われない」(二三～四頁)との結論に至っている。

以上の論考は王号と天子号が含意する意味・機能の差異を問題としたものであったが、谷二〇〇八は先行するこれらの論考とは異なり、王号・天子号の用例に時系列の議論を持ち込み、

ようやく周王朝の陝東地域支配が安定し、「周的体制」の構築が模索される段階(林ⅡA～ⅡB間の画期)になって初めて、実態として称谓者が併存する「王」号になりかわる称号として、また「王」号とは異なる排他的な専称として「天子」号が選択的に漸次導入されるようになっていったのではなからうか。「天子」号の持つこのような性格(「王」号と異なる排他的称谓としての性格)は、「周的君臣関係」を象徴する場である賜与儀礼等の公的儀礼の場において、特に明瞭な形で確かめられる。(三〇頁)

と主張した。氏のいう「西周中期改革」⁽²⁶⁾を契機として、「周的君臣関係」を象徴する賜与儀礼等の公的儀礼の場において、天子号が王号とは異なる「排他的称谓」として用いられるようになったとの主張である。豊田一九七六の主張が「『天命の膺受者』を『天子』と言い換えたり、『四方の匍有者』を『王』と言い換える事例が一件も存在していない』と一蹴され、田中一九八九が「両称号の併用は異なる機能に対応するものであるとする憶説にとらわれて」おり、竹内一九九九が「殷王朝

において殷王は『天子』を称していなかったという事実一つをとってみても『天子』号の持つ革新性は明らか」であるとして斥けられるのは、その主張故に当然のことであった。

谷二〇〇八が言うように、西周時代、王号が周王の独占物ではなく、矢王・豊王・幽王などといった称「王」事例が存在することは夙に指摘されてきたところである。⁽²⁷⁾しかしながら、天子号について、それが「西周中期改革」以前の青銅器銘にほとんどみえないこと、あるいは「天命の膺受者」が「天子」と言い換えられていないということ、天子号そのものが「西周中期改革」以前に本格的に使用されなかったという氏の主張は自ずと別の次元に属す問題である。「天命膺受」が天子号の根拠となっていたであろうことは疑いようがなく、それが大盂鼎銘などにおいて既に主張されていたことは前にみたとおりである。⁽²⁸⁾盛周から中周への画期(林・西周ⅡAからⅡBに相当する)とは、「軍事王」の時代が終わり、冊命形式金文などが示す西周王朝の政治的秩序が確立する時代への変化であったが(松井二〇一一)、封建諸侯領への関心を失い、周王のオイコスにかかわる具体的・個別的な職掌分割に関心を集中させていく冊命儀礼等の場において(松井二〇一二)第Ⅱ部第二章、「排他的称谓」である天子号をあえて「導入」しなければならぬ契機を見出すことは難しいように思われる。

殷代後期(殷墟期)に出現した青銅器銘は、当初、父甲あるいは祖乙といった甲・乙などの十干名をともなう父祖名であったり、いわゆる凶象記号(族徽号)などと呼ばれる記号であるにすぎず、所属する氏族や祭祀対象の確認など、見る必要があるときに見ればよいといっ

た程度のものであった。青銅器銘は殷代の最晩期にいたって長文化するが、それとてなお恩賞下賜と青銅器製作のいきさつや日付などを記録したものにすぎず、いわば青銅器の製作縁起とでもいえる性格にとどまっていた。しかしながら、冊命形式金文が成立し、周的な礼制が確立する盛周から中周への画期において、青銅器銘は大量の「ことば（声）」を含む文書へと変質していったと考えられる。先にみた頌鼎銘の「天子の丕顯なる魯休」「畎く天子に臣え」などとといった文言は、田中一九八九が「臣下からの呼称」とし、竹内一九九九が「臣下が王に対して答えたその科白そのもの（ないしそれに近いもの）」（二一八頁）と考えたように、作器者頌自身の、あるいは彼に対する言祝ぎの「ことば（声）」を記録したものである（松井二〇〇九）。

青銅器銘が「ことば（声）」を大量に記録する文書へと変質することによって、天子号は青銅器銘に類出するようになったと考えるべきであろうが、そうであったとしても、ここで改めて「ことば（声）」の世界で使用される天子号の含意するところを確認しておく必要があるように思われる。かつて述べたように、西周王朝の秩序は現身の周王を中心とする「王身―王位―王家―周邦―四方（万邦）」と示すこととできたが、王朝の全支配領域である「四方」は王家の直接的支配領域である「周邦」をも含む「万邦」とも表現され、そこには厲王自作器の宗周鐘銘「南夷・東夷の具に見ゆるもの、廿又六邦なり」（集成〇〇二六〇、林・西周Ⅲ）といった表現が示しているように、「南夷」「東夷」など夷狄の「邦」も含まれていた（松井二〇〇二第Ⅰ部第一章）。「王身」から発せられた王命は、王家↓周邦↓四方（万邦）へと伝達され

たが、「万邦」を構成していた各「邦」はこの秩序から離脱することができ（ただし、王朝の征討を招くことになるだろうが）、従って理念的にいえば、それぞれの「邦」の支配者は周王と同等の地位を主張することができたはずである。先に述べたように、周王以外の称「王」事例が確認できるのは、このような王朝の支配秩序のあり方を前提としている。一方、天子号は周王からの恩賞下賜に感謝する対揚の辞と作器への願望を記す嘏辞のなかで用いられ、それは現身の周王による「おおいに顕らかなる恩賞（丕顯休）」を契機とする青銅器の作器、その青銅器による祖先祭祀と、それに応える祖先の庇護を言祝ぐ「ことば（声）」の世界で使用される称号であった。文王に降された天命を唯一受け継ぐ現身の「天子」からの恩賞下賜は、「天↓地↓天↓地」という循環的な回路をひらき、天上世界に住まう作器者の祖先の庇護を導きだすものであった。⁽³⁵⁾ 豊田一九七六が主張したように、王号が王身↓四方という水平的回路に関わる称号であったのに対し、天子号は天上世界と地上世界という垂直方向の回路をひらく称号であったと考えるべきである。

春秋期の「天子」

晋文公（重耳）の覇業が確認された前六三二年の践土の盟について、『左伝』僖公二八年条はその次第を次のように記録している。

晋師、三日館り殺し、癸酉に及びて還る。甲午、衡雍に至り、王宮を踐土に作る。……晋の樂枝入りて鄭伯に盟う。五月丙午、晋

侯、鄭伯と衡雍に盟う。丁未、楚の俘を王に献ずること、駟介百乘・徒兵千。鄭伯、王を傳くに、平礼を用うるなり。己酉、王享禮し、晋侯に宥を命ず。王、尹氏と王子虎・内史叔興父とに命じて、晋侯に策命して侯伯と為す。これに大輅の服・戎輅の服・彤弓一・彤矢百・旅弓矢千・秬鬯一亩・虎賁三百人を賜い、曰く、王、叔父に謂う、敬しみて王命に服し、以て四国を綏んじ、王慝を糾し逃げよ、と。晋侯三たび辞して、命に従い、曰く、重耳、敢えて再拜稽首して、天子の不顯なる休命を奉揚せん、と。策を受けて以て出で、出入し三たび覲ゆ。

踐土につくられた「王宮」において、五月丁未の日に「王」への楚俘献捷⁽³⁶⁾、二日後の己酉には「王」による晋侯への饗禮ならびに策命・賜与の儀礼が執り行われた。三度辞讓した晋文公は、最終的に「王命」に従い、「重耳敢えて再拜稽首し、天子の不顯なる休命を奉揚せん」との「ことば(声)」を発している。ここにみえる王号と天子号の使い分けは、西周期の青銅器銘にみえる両者の用例を踏襲しており、晋文公の「ことば(声)」として発せられた「天子」は、いまだなお現身の周王を指し示していたのである⁽³⁷⁾。

しかしながら、その晋においても、新たな天命をめぐる言説が生まれつつあった。晋公盆銘(集成一〇三四二、林・春秋ⅡB)が記録する晋公自述のことばに、

これ王の正月初吉丁亥、晋公曰く、我が皇祖唐公、大命を膺受し、武王を左右し、百蛮を□□し、四方を広嗣す。大廷に至るま

で、来王せざる莫し。王、唐公に命じ、京自に□宅し、□邦を□□せしむ。

とあるように、ここでは晋公の始祖唐公の「大命膺受」が主張されているのである。この晋公盆銘の主張は依然なお周武王の存在を前提とし、始祖唐公の武王輔翼―さらには晋公の周王輔翼―を正当化しようとしたものであったが、これとは対照的に(さらに一歩すすんで)、周王の存在を前提としない受命の言説も出現していた。春秋期秦公の作器にかかる一連の青銅器銘を引こう⁽³⁸⁾。

一九七八年に陝西省宝鸡県平郷太公廟村から発見された秦公編鐘(集成〇〇二六二〜六〇・編鐘銘(集成〇〇二六七〜六九)に、

秦公曰く、我が先祖、天命を受け、宅を賞わり国を受けらる。烈々昭たる文公・静公・憲公、上に墜ちずして、皇天に昭合し、以て蛮方を號事す。公及び王姫曰く、余は小子なるも、余、夙夕に朕が祀を虔敬し、以て多福を受く。克くその心を明らかにし、胤土を整蘇し、左右を咸畜す。……秦公よ、それ眈く縋りて位に在り、大命を膺受し、眉寿無疆にして、四方を匍有せんことを。それ康く宝とせん。

とあり、やはり秦公自述の形式をとって「我が先祖」の受命が語られている。銘文中に文公・静公・憲公とあるのは、『史記』秦始皇本紀に附された『秦記』「文公立、居西垂宮。五十年死、葬西垂。生静公。

静公不享国而死、生憲公。憲公享国十二年、居西新邑。死、葬衙。生武公・徳公・出子」の記載と一致し、文公（前七六五～七一六）・静公・憲公（前七一五～七〇四）三代の秦公を指している。この編鐘・罍の作器者としては憲公の子出子（前七〇三～六九八）あるいは武公（前六九七～六七八）の可能性が指摘されており、前八世紀末から七世紀前半の青銅器となる。銘文が主張する「天命を受け」た「我が先祖」とは周の「東遷」期に閔中で自立した秦襄公（前七七七～七六六）を指し、秦はその自立を「受命」として言説化していたのである。⁽³⁹⁾さらに時代が降る秦景公（前五七六～五三七）の作器にかかる秦公罍銘「秦公曰く、丕顯なる朕が皇祖、天命を受け、下国を寵有す。十有二公、丕墜ちずして上に在りて、敵として天命に恭貢み、その秦を保業し、蛮夏を虢事す」（集成〇〇二七〇）、あるいは秦公簋銘「秦公曰く、丕顯なる朕が皇祖、天命を受け、禹迹に厝宅す。十有二公、帝の坏とこに在りて、敵として天命に恭貢み、その秦を保業し、蛮夏を虢事す」（集成〇四三二五）もまた秦の「皇祖（襄公）」の受命に言及している。さらに陝西省鳳翔県南指揮村秦公一号大墓から出土した景公四（前五七三）年のものと考えられる編磬残銘⁽⁴⁰⁾に、

天子は匱喜したまい、恭（共公）・桓（桓公）を是れ嗣ぎ、高陽有靈にして、四方以て甯平たり……。

天命を紹ぎて、曰く、蛮夏を寵敷し、秦に極事して服に即かしめ……。

とあるが、ここにいう「天子」もまた周王ではなく、秦景公自身を指し示しているのだと考えられる。⁽⁴¹⁾西周期周王が主張し、「ことば（声）」の世界で繰り返し確認されていた天子号は、いまや周王の独占物でなくなりつつあった。

目を南方に転ずれば、蔡昭公申（前五一八～四九一）の作器にかかる寿县蔡侯墓出土の蔡侯鬲尊（集成〇六〇一〇）・盤銘（集成一〇一七二）に、

元年正月初吉辛亥、蔡侯鬲、大命を虔恭し、上下陟否し、孜しみ敬して惕らず、肇めて天子を佐け、用て大孟姫嬪の彝盤を作る。

……甯頌韵商、康虎穆好にして、敬しみて呉王に配さる。不諱考寿にして、子孫蕃昌し、永くこれを保用し、終歳無疆ならんことを。

とある。ここに記された「天子」もやはり周王を指しているのではなく、銘文後段にみえる「呉王」であろうとする白川静一九七二・吉本二〇〇五の理解に従ってよいであろう。春秋楚については、その称「天子」を示す史料を見出すことはできないが、先に紹介した浙川下寺のM二、すなわち前五四八年に死亡した蔦（遠）子馮の墓葬から出土した柶戈銘（近出一一九七）に、

新たに楚王□に命じ、天命を膺受せしむ。俚用て不廷たぎを變め、

……。

とあり、やはり楚王の「天命膺受」が主張されていたことを伝えている。周王朝にとってかわろうとする野心を示した楚荘王（前六一三〜五九一）「問鼎」の説話を想起してもよいだろう。

『春秋』の経文で用いられ、敬事天王鐘銘にもみえていた「天王」の称号とは、秦や呉あるいは楚といった吉本二〇〇五のいう「辺境の王権」が「天命膺受」を主張し、自らが「天子」であるということすら主張しはじめた時代に用いられていた称号であった。⁽⁴³⁾ 天王号とは、諸侯称「王」への対抗、あるいは諸侯称「天王」の転用といった文脈のなかで理解すべきものではなく、文王受命に基礎づけられた天子号の動揺と分散のなかで理解すべきものと考えられる。

「天王」と「天子」

『左伝』の記事がより生に近い史料を保存しているであろうことは、そこに「楚王」あるいは「呉王」などといった春秋期に実際に使用されていた称「王」が残されていることから窺うことができる。⁽⁴⁴⁾ これに対して、『春秋』経文はすでに「楚王」を「楚子」、「呉王」を「呉子」と書き換えており、華夷思想による編纂を経ているものとされる（吉本二〇〇五・第二部下篇・第一章）。

すでにみてきたように、周王は『春秋』経文では「天王」と表記されていたが、『左伝』伝文においては、平王・桓王・恵王・襄王・頃王・定王・靈王・景王といった諡号で表記される場合を除けば、⁽⁴⁵⁾ 「天王」「王」「天子」などの称号でもって示されるのが一般的である。このうち、『左伝』伝文で天王号が用いられている事例をすべて示せば、

隠公元	秋七月、 <u>天王</u> 使宰咺來歸 <u>惠公</u> ・ <u>仲子</u> 之賵、 <u>緩</u> 。且子氏未薨。故名。
桓公一五	春、 <u>天王</u> 使家父來求車、非礼也。諸侯不貢車服、天子不私求財。
僖公一一	<u>天王</u> 使召武公・内史過賜晉侯命、受玉帛、過歸告王曰：。〈無經〉
僖公二四	書曰、 <u>天王</u> 出居于鄭、辟母弟之難也。天子凶服、降名、礼也。
僖公二八	故書曰、 <u>天王</u> 狩于河陽、言非其地也。且明德也。
襄公二八	癸巳、 <u>天王</u> 崩。未來赴、亦未書、礼也。
襄公三〇	書曰、 <u>天王</u> 殺其弟佖夫、罪在王也。
昭公元	<u>天王</u> 使劉定公勞趙孟於潁、館於雒汭。〈無經〉
昭公二一	春、 <u>天王</u> 將鑄無射。泠州鳩曰：……。〈無經〉
定公六	冬十二月、 <u>天王</u> 処于姑蕢、辟僭翩之乱也。〈無經〉

という一覽をえることができる。そのなかで、隠公元・桓公一五・僖公二四・僖公二八（二件）・襄公三〇の事例は、たとえば隠公元年の伝文「秋七月、天王、宰咺をして来りて惠公・仲子の賵を歸らしむとは、^お緩れたり。且天子氏未だ薨ぜざるなり。故に名をいいしなり」が経文「秋七月、天王、宰咺をして来りて惠公・仲子の賵を歸らしむ」に対する注釈（解経）であるように、解経の必要上、経文が引用されたものであるにすぎない。⁽⁴⁶⁾ これに対して、残り四つの事例、すなわち僖公一一・昭公元・昭公二一・定公六の記事は、〈無経〉と付記したように、

対応する経文をもたない「無経の伝」〔説話〕である。このうち、僖公一年の記事は『国語』周語上「襄王、邵公過及び内史過をして晋惠公に命を賜わしむ。呂甥・卻芮、晋侯を相くに、不敬なり。晋侯、玉を執ること卑く、拜して稽首せず。内史過歸り、以て王に告げて曰く……」に、昭公二年の記事は『国語』周語下「王將に無射を鑄て、これが大林を為らんとす。单穆公曰く、不可なり、……。王聴かず。

これを伶州鳩に問う。対えて曰く、……」にそれぞれ対応する記事をもつが、『国語』ではいずれも天王号は用いられておらず、「襄王」あるいは「王」といった表記になっている。『左伝』伝文に「楚王」「呉王」といった称号が残されていたのと同様、これらの天王号もまたよりに近い史料が保存されているものと考えられることができるだろう。

『左伝』伝文が春秋期の天王号の用例をいくぶんかでも保存していると考えられるのに対し、同じく『左伝』伝文の天子号は、それとは対照的に、春秋期と異なった含意をもつものへと変化している。いくつかの例を示せば、『左伝』隠公五年の、

九月、仲子の宮を考す。將に万せんとす。公、羽数を衆仲に問う。対えて曰く、天子は八を用い、諸侯は六を用い、大夫は四、士は二なり。夫れ舞は八音を節して、八風を行らす所以なり。故に八自り以て下る、と。公これに従う。是において初めて六羽を献ず。始めて六佾を用いたるなり。

あるいは、桓公二年の、

師服曰く、吾聞く、国家の立つや、本は大にして末は小なり。是を以て能く固し。故に天子は国を建て、諸侯は家を立て、卿は側室を置き、大夫に弔宗有り、士に隸子弟有り。庶人工商は、各々分親有り。皆な等衰有り。是を以て民は其の上に服事して、下、覬覦すること無し、と。

といった伝文が示しているのは、天子号が諸侯以下、卿・大夫・士、さらには庶人工商といった諸身分との対比のなかで用いられ、その高位の称号として位置づけられていることである。伝文における天子号は、右に引いた例がそうであるように、ほとんどの場合、説話における登場人物の「かたり」の中で用いられているが、それはかつて西周期の天子号が現身の周王をめぐる「ことば(声)」として機能していたのとは異なり、「かたり」のかたちをとって表明される理念的な称号へと変化しているのである。

戦国期、周王が天子号によって指し示されていたことは、前四〇四年の戦役にかかわる厲氏編鐘銘「韓宗に賞せられ、晋公に命ぜられ、天子に邵せらる」(集成〇〇一五七七一七〇)に「天子—晋公—韓宗」といった序列が示されていることから知られることができる。また、河北省平山県の中山王陵から出土した前四世紀の中山侯鍔銘(集成一一七五八)、

天子の建つるところの邦(天子建邦)の中山侯憲、この軍鍔を作り、以てその衆を警む。

は、「天子」による中山王「封建」を主張しているが、盛周期の宣侯矢簋銘（集成〇四三二〇、林・西周ⅠB）に「王、宜の宗社に位し、南嚮す。王、虎侯矢に命ず。曰く、ああ、宜に侯たれ」と記録されていたように、「封建」とは本来、王家↓周邦↓四方（万邦）へと伝達される「王命」によって執り行われるべき行為であった。¹⁹ 周王の王号は戦国諸侯の相次ぐ称「王」によって機能不全に陥り、それに代わって天子号が新たな含意を獲得しつつあったといえるだろう。秦恵文君四（前三三四）年にかけてられる秦封宗邑瓦書銘²⁰、

四年、周天子、卿大夫辰をして来りて文武の胙を致さしむ。

もまた、「周天子」による「文武胙」の賜与を記録しているのである。²¹

天子号は再び周王に回収されたかのようにみえるが、それはかつて「ことば（声）」の世界で「天↓地↓天↓地」という垂直方向の循環回路をひらいていた称号ではなかった。戦国期周王を取り巻く現実を鑑みるならば、それは周的秩序の最後の抛り所ではあったろうが、それすら、やがて秦・斉の称「帝」によって乗り越えられていった。杉村二〇一一が論じているように、天子―諸侯という秩序を示す称号として言説化された天子号は、やがては周王のもとを離れ、舜や湯王さらには紂王などの古代の君主にも適用されるとともに、天地祭祀や山川祭祀の主宰者としてのより抽象的な称号へと昇華していくのである。

おわりに―「天王」の来し方

「天王」という称号は、文王受命を根拠として「ことば（声）」の世界で繰り返し確認されていた天子号が本来の意味を失い、秦公・楚王・呉王などの「受命」が主張された春秋期に、周王を指し示す新たな称号として誕生したものと考えられる。しかしながら、戦国期にいたって、天子―諸侯という理念的身分秩序を示す称号として天子号が再定義され、周王がその天子号で指し示されるようになる、「天王」という称号はその歴史的役割を終えて忘れ去られてゆく運命にあった。天王号が『春秋』経文に独特のものであり、それ以外の先秦文献にはほとんどみえないのは、²²それが右にみたように、春秋期にのみ意味をもちえた称号であったことに由来するのだろうと考えられる。

それでは、この「天王」という称号はどこからきたのであろうか。

『左伝』昭公二六年正義に引く『竹書紀年』は天王号の由来について、

（伯盤）は幽王と俱に戯に死す。これより先、申侯・魯侯、許文公と平王を申に立つ。本の天子たるを以ての故に、天王と称す。

幽王既に死して、虢公翰また王子余臣を携に立つ。周の二王並び立つ。

と述べている。天王号の由来を説く唯一の史料ではあるが、天王号を「本天子」にかけて説明しようとするのは、同じく昭公二六年正義に引く『竹書紀年』が携に擁立された携王について「二十一年、携王、

晋文公の殺すところとなる。本適に非ざるを以ての故に、携王と称す」と述べ、その「本非適」を主張するのと対をなすものにすぎない。「本天子」「本非適」は後代の解釈にすぎないように思われ、「本天子」から「天王」という称号を導き出すことはできないと考えられる。『春秋』経文で平王が「天王」と記されていることをふまえたうえで、平王の称「天王」の由来を説明しようとしたのであろう。⁵⁴⁾

時代をさらに遡り、再び西周期の青銅器銘に戻ると、西周厲王の自作器である宗周鐘銘に「我佳嗣配皇天王对作宗周宝鐘」という表現がのこされていることに気づく。この銘文の「皇天王」の読み方については説が分かれており、唐蘭一九八六あるいは馬承源一九八八は「皇天」と「王」を分かって解釈するが、白川静一九六七・陳夢家二〇〇四は「皇天王」をひとつの語彙と考え、それぞれ「皇天王」とは帝所にある祖霊で、𡗗の先世をいう⁵⁵⁾（著作集別巻二二七〇頁）、あるいは「今謂作者為厲王胡、器銘之王為夷王、故作器者曰、我佳嗣配皇天王」、嗣配夷王也。……皇天王、皇、美詞…天王夷王也。……天王猶天子、春秋経称周天子為天王」（三二一〜二頁）との解釈を示している。同じく厲王自作器である五祀𡗗鐘銘（集成〇〇三五八）に「余小子、肇めて先王を嗣ぎ（嗣先王）、上下に配され、その王の大宝を作る」とあり、𡗗簋銘（集成〇四三二七）に「王曰く、有余は小子なりと雖も、余は昼夜を康しくするなく、先王に経雍し、用て皇天に配する（配皇天）」とあることを参照すれば、宗周鐘銘の「嗣配皇天王」とは、「嗣先王」と「配皇天」という二つのことが結びつけられたものであることがわかる。「我佳嗣配皇天王对作宗周宝鐘」は「我こ

れ嗣ぎて皇天王に配され、対えて宗周の宝鐘を作る」とでも読むべきであり、「皇天王」は本来、白川・陳両氏が主張したように、「皇天の（先）王」を意味する語彙であった。しかしながら、それと同時に、宣王期の逯盤銘「丕顯朕皇高祖単公（丕顯なる朕が皇高祖単公）」「朕皇亜祖懿仲（朕が皇亜祖懿仲）」（近二〇九三九）・逯盃銘「朕皇高祖単公」（近二〇八三四）、あるいは晩周の饗鼎銘「朕皇高祖師婁」（近二〇三二四）にみえる「皇高祖（煌らかなる高祖）」「皇亜祖（煌らかなる亜祖）」を参照すれば、この「皇天王」という語彙は「煌らかなる天王」という意味に解釈しうるものでもあったと考えられる。儀礼の「ことば（声）」のなかで生まれた「皇天王」という語彙は、「皇天の（先）王」という本来の意味から「煌らかなる天王」へとその意味を引伸させ、やがて周王自身を指し示す称号へと変化していったのではないだろうか。「天王」という称号の由来についての一案として示しておきたい。

参考文献

青銅器著録

集成

『殷周金文集成』（中華書局、一九八四〜九四。二〇〇七修訂増補本）

近出

『近出殷周金文集録』（中華書局、二〇〇二）
『近出殷周金文集録二編』（中華書局、二〇一〇）

日文

小島毅

一九九一「天子と皇帝―中華帝国の祭祀体系」（『王権の位相』、弘文堂）

小南一郎

一九八五「中山王陵三器銘とその時代背景」（『戦国時代出土

文物の研究、京都大学人文科学研究所

二〇〇六 『古代中国 天命と青銅器』(京都大学学術出版会)

一九八四 「藏品より 厲氏編鐘」(『泉屋博古館紀要』一)

一九六七 『金文通釈』一八(『白鶴美術館誌』一八)、『白川静
著作集別巻 金文通釈二』平凡社、二〇〇四に再録)

一九七一 『金文通釈』三五(『白鶴美術館誌』三五)、『白川静
著作集別巻 金文通釈四』平凡社、二〇〇四に再録)

一九七二 『金文通釈』三七(『白鶴美術館誌』三七)、『白川静
著作集別巻 金文通釈四』平凡社、二〇〇四に再録)

二〇一一 「秦漢初における『皇帝』と『天子』—戦国後期、
漢初の国制展開と君主号」(『福岡教育大学紀要』
六〇 第二分冊)

竹内康浩 一九九九 『西周金文中の『天子』について』(『論集 中国古
代の文字と文化』、汲古書店)

田中袖美子 一九八九 「王と天子—周王朝と四方」(『中国古
代史研究』六、研文出版)

谷秀樹 二〇〇八 『西周代天子考』(『立命館文学』六〇八)

二〇一〇 A 『西周代陝東出自者「周化」考—西周中期改革考
(一)』(『立命館文学』六一七)

二〇一〇 B 『西周王権と王畿内大族の動向について—西周中
期改革考(二)』(『立命館文学』六一九)

豊田久 一九七九 「周王朝の君主権の構造について—『天命の膺受』
者を中心に」(『東洋文化』五九「特集・西周金文と
その国家」)、『西周青銅器とその国家』一九八〇に再
録)

一九九二 「周天子と『文・武の胙』の賜与について—成周王
朝とその儀礼その意味」(『史観』一二七)

二〇一〇 『春秋左氏伝 その構成と基軸』(研文出版)

野間文史 一九八四 『殷周時代青銅器の研究—殷周青銅器綜覧一』(吉川
弘文館)

一九八九 『春秋戦国時代青銅器の研究—殷周青銅器綜覧三』
(吉川弘文館)

平勢隆郎 一九九八 『左伝の史料批判的研究』(東京大学東洋文化研究所
報告・汲古書院)

松井嘉徳 二〇〇二 『周代国制の研究』(汲古書院)

二〇〇五 「記憶される西周史—速盤銘の解説」(『東洋史研究』
六四—三)

二〇〇九 「鳴り響く文字—青銅礼器の銘文と声」(『漢字の中
国文化』、昭和堂)

二〇一一 「西周史の時期区分について」(『史窓』六八)

山田崇仁 一九九七 「浙川下寺春秋楚墓考—二号墓の被葬者とその時代」
(『史林』八〇—四)

山根泰志 二〇〇四 「左氏述作—春秋学」(『立命館文学』五八七)

吉永慎二郎 二〇〇三 「孟子」所説春秋と『左伝』—その経伝の先後を
めぐって」(『中国研究集刊』三四)

二〇〇六 「春秋経及び春秋左氏伝における『天王』について」
(『秋田大学教育学部研究紀要 人文科学・社会科学』
六〇)

二〇一〇 「春秋左氏経・伝の『卒』記事の『名』と『諡』に
ついて—作経原則としての『名』」(『中国研究集刊』
五〇)

二〇一一 「春秋左氏経」の作経メカニズムについての考察
(一)—哀公期『左氏経』の「原左氏伝」からの抽出・
編作挙例とその分析を中心に」(『秋田大学教育文化
学部研究紀要 人文科学・社会科学』六六)

吉本道雅 二〇〇五 『中国先秦史の研究』(京都大学学術出版会)

ロータール・フォン・ファルケンハウゼン (吉本道雅訳)
二〇〇六 『周代中国の社会考古学』(京都大学学術出版会)

二〇一〇 『古代〈中華〉觀念の形成』(岩波書店)

渡邊英幸 二〇〇〇 『秦出土文献編年』(新文豊出版公司)

王輝 一九九六 「秦公大墓石磬殘銘考釈」(『中央研究院歴史語言研
究所集刊』六七—二)

王輝・焦南峰・馬振智

中文

河南省文物研究所・河南省丹江庫区考古発掘隊・浙川県博物館

一九九一『浙川下寺春秋楚墓』(文物出版社)

嚴志斌 二〇一一『楚王領探討』(『考古』二〇一一—八)

朱鳳瀚 二〇〇九『中国青銅器綜論』(上海古籍出版社)

陳昭容 二〇一〇『秦公器与秦子器』兼論甘肅礼県大堡子山秦墓的墓主(上海博物館・香港中文大学文物館『中国古代青銅器国際研討会論文集』)

陳直 一九五七『秦陶券与秦陵文物、一、秦右庶長歐封邑陶券』(『西北大学学報』一九五七—一)

陳夢家 二〇〇四『陳夢家著作集 西周銅器断代』(中華書局)

唐蘭 一九八六『西周青銅器銘文分代史徵』(中華書局)

馬承源 一九八八『西周青銅器銘文選』三(文物出版社)

彭悠商 二〇一一『春秋青銅器年代綜合研究』(中華書局)

李零 一九八一『楚叔之孫俶』究竟是誰—河南浙川下寺二号墓之墓主和年代問題的討論(『中原文物』一九八一—四)

劉雨 一九九六『再論浙川下寺楚墓—讀《浙川下寺楚墓》』(『文物』一九九六—一)

劉彬微・劉長武 二〇〇九『楚系金文彙編』(湖北教育出版社)

二〇一〇『西周金文中的王称』(『鹿鳴集—李濟先生發掘西陰遺址八十周年・山西省考古研究所侯馬工作站五十年紀念文集』, 科学出版社)

注

(1) 『公羊伝』『穀梁伝』の経文は哀公一四年の「獲麟」までの二四二年である。

(2) 悼王については、『春秋』昭公二二に「劉子・单子以王猛居于皇」秋、劉子・单子以王猛入于王城」「冬十月、王子猛卒」とあるように、『春秋』はその正式な即位を認めていないように思われる。

(3) 桓公五「秋、蔡人・衛人・陳人從王(桓王)伐鄭」莊公元「王(莊王)使榮叔來錫桓公命」・文公五「五年春、王正月、王(襄王)使榮叔歸舍、且贈」王使召伯來會葬」。

立命館白川靜記念東洋文字文化研究紀要 第六號

(4) 成公八「秋七月、天子(簡王)使召伯來賜公命」。

(5) 莊公三「五月、葬桓王」・文公九「二月、叔孫得臣如京師、辛丑、葬襄王」・宣公三「葬匡王」・襄公二「春、王正月、葬簡王」・昭公二二「六月、叔鞅如京師、葬景王」。これらはすべて、それに先立つ「天王崩」の記事を承けたものである。

(6) 陸惇『春秋集解纂例』名位例第三二に「王者無上、故加天字、言如天也。而有不書天者三、蓋言不能法天者也。又有書天子者一、或依策命之文、以懲失礼、或転写誤也」との指摘がある。

(7) 楚の称「王」が武王以前に遡りうる可能性については、吉本道雅二〇〇五・第二部下篇・第二章「楚—西周春秋期」を参照。

(8) 『日知録集釈』四「天王」条。ただし、『集釈』には「吳・楚之王不通於天下、顧氏之言非是」「不因諸国之僭、王者自宜法天耳」という楊氏の言葉が引用されている。

(9) 「伝先経後」の議論については、野間文史二〇一〇・第八章「結びと参考文献」に紹介がある。また吉永氏の「伝先経後」の議論としては、ほかに吉永二〇〇三・同二〇一〇・同二〇一一などがある。

(10) 『国語』吳語「吳王夫差起師、伐越。……越王許諾、乃命諸稽郢行成於吳、曰、昔者越国見禍、得罪於天王、天王親趨玉趾、以心孤句踐、而又有赦之。君王之於越也。……」。省略した部分を含めて、この説話には七回「天王」の称号がみえるが、そのうちの一例が吳王闔閭、六例が吳王夫差を指している。また『国語』越語「大夫種」曰、寡君句踐乏無所使、使其下臣種、不敢微声聞於天王、私於下執事。……の「天王」は吳王夫差を指している。

(11) 以下、青銅器銘の引用については、その初出にあたって『集成』・『近出』・『近二』の著録番号、ならびに林巳奈夫一九八四・一九八九の断代案を示す。

(12) 彭悠商二〇一一に「該鐘作器名字被鏜去、因其銘文中有「敬事天王」之語、姑名。該鐘共出九枚、銘文以兩枚為單位分鏜、完整的銘文共四篇、銘辭相同。剩余一枚(M一・二二)銘文自起始至「敬事」為止、僅存上半段、發掘者認為似缺一鐘」(一九九頁)との指摘がある。本文では併せて一篇となる第一鐘銘と第二鐘銘を示した。

(13) ほかに李零一九八一を参照。

(14) 『春秋左氏伝』(以下、『左伝』)襄公一五(前五五八)「楚公子午為令尹、公子罷戎為右尹、蔣馮為大司馬、公子橐師為右司馬、公子成為左司馬、

- 屈到為莫敖、公子追舒為箴尹、屈蕩為連尹、養由基為宮既尹、以靖國人」。
- 『左伝』襄公二二（前五五二）「夏、楚子庚卒、楚子使鬬子馮為令尹」。
- (15) 鄒子棚盭（近出〇四五二）・鄒子棚尊缶（近出一〇三四～三五）・鄒子棚浴缶（近出一〇三六～三七）・棚盤（近出一〇〇〇）・棚匣（近出一〇〇一）・棚鼎（近出〇二七九～八三）・棚戈（近出一一九七）・棚矛（近出一二〇七）。
- (16) 『左伝』襄公二五（前五四八）「楚鬬子馮卒、屈建為令尹、屈蕩為莫敖」。
- (17) 山田崇仁一九九七、ロータール・フォン・ファルケンハウゼン二〇〇六・第八章「下寺における二つの青銅器群」も参照。
- (18) 公子午死去翌年（前五五一）魯襄公二二の公子追舒（令尹子南）誅殺などの権力抗争による可能性もあるが、生前贈与の可能性をも含めて、その経緯の詳細を知ることができないことは、山田一九九七を参照。
- (19) 朱鳳瀚二〇〇九・一七七頁にも同様の指摘がある。
- (20) 『報告』には各墓葬の年代について、M四↓M一↓M二↓M三との編年案が示されている。（三一九頁）
- (21) 「楚自公元前七四〇年熊通自立為武王之后、把向外擴張兼并諸侯定為國策……只有在楚成王即位之初、楚・周關係較好……M一鈕鐘可能鑄于成王初年、即公元前六七一一六五六年間」（四三四頁）。
- (22) 敵志斌二〇一一も参照。
- (23) 劉彬徽・劉長武二〇〇九は敬事天王鐘を東周三期（前六〇〇～五三〇）に編年する。
- (24) 浙川下寺M二からは、ほかに王孫誥戟（近出一一五八～五九）も出土している。
- (25) 山田崇仁一九九七、あるいは朱鳳瀚二〇〇九を参照。
- (26) 敬事天王鐘銘「佳王正月初吉庚申」のように、「王□月」という表現が周正による可能性については、白川静一九七二・二〇一晋姜鼎条に指摘がある。
- (27) 本稿では西周を初周・盛周・中周・晩周の四期に時期区分する。この時期区分については松井二〇一一を参照。
- (28) 西周王朝の歴史がどのように記憶され語られてきたかという問題については、松井二〇〇五を参照。
- (29) 「西周中期改革」についての氏の議論には、ほかに谷二〇一〇A・同二〇一〇Bがある。
- (30) 王国維「古諸侯稱王說」（『觀堂集林・別集』）など。この問題を扱った最近の論考として劉雨二〇一〇がある。
- (31) 初周の冠尊銘「王誥宗小子于京室、曰、昔在爾考公氏克速文王、肆文王受茲大命、佳武王既克大邑商、則廷告于天、曰……」（集成〇六〇一四、林・西周IA）においても、すでに文王の受命が主張されている。
- (32) 谷二〇〇八は、天子号を「金文中に挿入された言説中において見出される」（一六頁）と認めたうえで、「まず周王朝は、王朝発足当初に既に称『王』していた同盟国（乃至は臣属国）に対しては、少なくともその疆域内におけるその使用を容認していたものと見られる。しかし、もし周王朝との間で公的な君臣儀礼が執り行われたならば、……やはり称『王』する事は認められず、周王に対しては称『天子』する事が求められたものと考えられるのである（儀礼後の族内祭祀の場で、父祖に対する諡号として『王』称谓する事は容認された）」（三二頁）と主張する。しかしながら、その一方で王号について「思うに、地の文において周王を称『王』する事は一種の規範であり、金文作製上の形式として了解されていたのではなからうか」（一六頁）との理解を示すのは単なる憶測に過ぎない。
- (33) 同時にその回路は、それを逆流して王身へと収斂する服事貢獻の回路としても機能した。
- (34) たとえば、晩周の井人妄鐘銘（集成〇〇一〇九～一一二、林・西周III）に「前文人、それ敵として上に在り、鼓々襲々として、余に厚き多福を降すこと無疆ならんことを」とあるように、作器者の祖先は死後、天上世界に住まうものと考えられていた。
- (35) 天命の機能については、小南一郎二〇〇六に示唆に富んだ議論がある。
- (36) 子犯鐘銘「佳王五月初吉丁未、子犯佑晋公左右、來復其邦、諸楚荊不聽命于王所、子犯及晋公率西之六自、搏伐楚荊、孔休、大上楚荊、喪厥自、滅厥□、子犯佑晋公左右、變諸侯卑朝、王克奠王位、王賜子犯駟車四馬、衣裳繡市、珮、諸侯產元金子于子犯之所、用為蘇鐘九堵、孔淑且碩、乃蘇且鳴、用安用寧、用享用孝、用祈眉壽、万年無疆、子々孫々、永宝用業」（近出〇〇一〇～〇二五）は、丁未の日の楚俘獻捷を記録している。ここでは周王はすべて「王」と表記され、「ことば（声）」の世界で用いられる天子号は登場しない。子犯（狐偃）は、銘文に「子犯佑晋公左右」と記され

ているように、晋文公の臣一周王の陪臣であり、周王を「天子」と呼ぶ「ことば（声）」の世界にはかわりえなかったであろう。

(37) 『詩経』大雅・江漢「王命召虎，來旬來宣，文武受命，召公維翰，無曰予小子，召公是似，肇敏戎吉，用錫爾祉。釐爾圭瓚，秬鬯一卣，告于文人，錫山土田，于周受命，自召祖命，虎拜稽首，天子万年。虎拜稽首，對揚王休，作召公考，天子万壽，明明天子，令聞不已，矢其文德，洽此四國」もまた不完全ではあるが、「王」と「天子」という二つの称号の使い分けを保存している。

(38) 渡邊英幸二〇一〇・第七章「秦公諸器銘の検討」、陳昭容二〇一〇などを参照。

(39) 秦襄公の自立に周王朝の介在を想定できないことは、吉本二〇〇五・第二部下篇・第三章「秦—戦国中期以前」参照。

(40) 王輝・焦南峰・馬振智一九九六、王輝二〇〇〇を参照。

(41) 王輝二〇〇〇はこの「天子」を周天子と考えるが、その主張が成立しえないことは、吉本二〇〇五・第二部下篇・第三章を参照のこと。また、石鼓文にみえる「天子」もまた景公を指している可能性についても吉本二〇〇五に言及がある。

(42) 『左伝』宣公三（前六〇六）年「楚子伐陸渾之戎，遂至于雒，觀兵于周疆。定王使王孫滿勞楚子，楚子問鼎之大小輕重焉。對曰，在德不在鼎。……成王定鼎于郊，卜世三十，卜年七百。天所命也，周德雖衰，天命未改。鼎之輕重，未可問也」。

(43) 小南一郎二〇〇六に「諸国の支配者たちが、周王を介さずに、その先王が、直接に天から命を受けたのだと主張するようになれば、天子としての周王を中核にした命の支配体制は根本的に揺らぐことになる。しかし、そうした新しい動きも、命という觀念を統治体制の基礎に置いているという点では、なお、古い要素を留めていたとも言えるであろう」（二四三頁）との指摘がある。

(44) 『左伝』伝文における「楚王」の事例は、僖公二二・成公一六・襄公二六・昭公元・昭公四・昭公五・昭公一一・昭公二五。「吳王」の事例は、襄公二五・定公一〇・哀公元・哀公七・哀公一三・哀公二〇・哀公二二。

(45) 『左伝』隱公三「春王三月壬戌，平王崩，赴以庚戌，故書之」、莊公三「夏五月，葬桓王，緩也」、僖公七「閏月，惠王崩。襄王惡大叔帶之難，懼不

立、不發表、而告難于齊」、僖公八「八年，春，盟于洮，謀王室也，鄭伯乞盟，請服也，襄王定位而後發喪」、僖公八「春，盟于洮，謀王室也。鄭伯乞盟，請服也。襄王定位而後發喪」、文公八「秋，襄王崩」、文公九「二月，莊叔如周葬襄王」、文公一〇「秋七月，及蘇子盟于女栗，頃王立故也」、文公一四「十四年，春，頃王崩」、宣公六「夏，定王使子服求后于齊」、宣公一六「冬，晋侯使士会平王室，定王享之」、成公五「十一月己酉，定王崩」、襄公二九「葬靈王，鄭上卿有事，子展使印段往」、襄公三〇「初，王儋季卒，其子括將見王，而歎，单公子愆旗為靈王御士，過諸廷，聞其歎，而言曰、昭公二二「丁巳，葬景王」。

(46) 平勢隆郎一九九八は、『左伝』全文を【経文引用】・【経文換言・説話】・【経解】・【説話】・【説解】・【君子曰】・【君子】・【凡例】に分類整理しており、隠公元年の伝文は【経文引用】・【経解】と示されている。

(47) 佐原康夫一九八四参照。吉本二〇〇五・第三部第一章・第二節「戦国前期」は、ここに示された秩序について「政治地理的に外から眺めれば、晋は三〇年の軍事行動で、前五〇六年以来解体していた覇者体制を一二〇年ぶりに再現している」と評価している（四六二頁）。しかしながら、それはかつての「王命」による秩序とは質を異にしているものといわなければならないだろう。

(48) 渡邊二〇一〇・第三章「鮮虞中山国の成立」参照。作器者「中山侯」についての議論は同注（四四）に整理されている。本稿では、氏が『天子建邦』とは周王朝による中山君の地位承認Ⅱ『封建』を意味し、文献史料の武公「初立」はこれを伝えた記事と解釈する。中山侯鋳の作器者は、武公・桓公・成公のいずれかと考えるが、なお限定する材料が不足している（三三八頁）とする理解に従う。中山王陵出土の青銅器銘については小南一郎一九八五も参照のこと。

(49) 『詩経』魯頌・閟宮「王曰叔父，建爾元子，俾侯于魯，大啓爾宇，為周室輔，乃命魯公，俾侯于東，錫之山川，土田附庸」も「王命」による魯公封建を伝えている。

(50) 陳直一九五七・王輝二〇〇〇。

(51) 『史記』秦本紀には、それに対応する「孝公」二（前三六〇）年、天子致胙、……惠文君元（前三三七）年、楚・韓・趙・蜀人来朝。二年、天子賀。三年、王冠。四（前三三四）年、天子致文武胙。齊魏為王」との記録が残さ

れている。「周天子」からの「文武胙」賜与の意味を考察しようとした論考に豊田久一九九二がある。

- (52) 天王号がみえるのは、すでに引いた『国語』呉語・越語以外に、『竹書紀年』、『逸周書』商誓解・天子晋解、『荀子』王制、『莊子』天道、『礼記』曲礼下・坊記・昏義、『周礼』春官司服など、ごく少数の文献に限定される。
- (53) 『竹書紀年』が『春秋』に取材していることについては、山根泰志二〇〇四を参照。

- (54) 『逸周書』天子晋解「善至于四海、曰天子。達于四荒、曰天王。四荒至、莫有怨讐、乃登為帝」、あるいは『礼記』曲礼下「君天下曰天子、朝諸侯、分職授政任功、曰予一人。踐阼臨祭祀、内事曰孝王某、外事曰嗣王某。臨諸侯、眡於鬼神、曰有天王某甫。崩曰天王崩、復曰天子復矣。告喪曰天王登假。措之廟、立之主、曰帝。天子未除喪、曰予小子。生名之、死亦名」もまた天王号の含意に言及するが、「天子」「天王」「帝」などの称号を並べ差別化しようとする、説明的にすぎる。

- (55) 唐蘭一九八六は「王対、詩清廟・对越在天。井侯彝・对、不敢墜」との注釈を施し、馬承源一九八八は「我継文武之徳為天子、順応天命」との解釈を示している。

- (56) ただし、白川静は宗周鐘を厲王自作器とは認めていない。

- (57) 松井二〇〇九で述べたように、「声の文化」のなかで蓄積された語彙の使用は、極めて融通性に富んだものであり、韻律にあうように作られたきまり文句は、「まったく簡単にいれかえることができた」のである。

(京都女子大學文學部教授)